

令和6年分 住民税・所得税・復興特別所得税

申告会場を開設

税の申告会場を2月25日（火）～3月17日（月）の間、文化センター3階に開設します（土・日曜日は除く）。そして、2月13日（木）、14日（金）は、税理士や税務署職員等による申告相談・受付窓口を開設します。

なお、令和6年分の還付申告は、確定申告期間とは関係なく、令和11年12月末まで提出することができます。また、確定申告や市・府民税申告は郵送でも受け付けしています。

税の申告は、学校、道路、公園などの公共施設の維持管理や公共サービスを提供するための財源を確保する大切な手続きです。また、国民健康保険料や介護保険料などの算定、児童手当などの受給判定にも必要です。忘れずに申告しましょう。

住民税 (市民税・府民税)の 申告

税務課市民税係
(☎983-1113、2164)

- 申告に必要な主なもの**
- ▶ 給与・年金等の源泉徴収票
 - ▶ 各種控除に必要な書類
 - ・ 生命保険料や地震保険料控除証明書
 - ・ 社会保険料や国民年金などの控除証明書または領収書
 - ・ 寄附金の控除証明書または領収書
 - ・ 医療費控除の明細書
 - ▶ 筆記用具と計算機
 - ▶ マイナンバーカード（お持ちでない人は、番号確認書類と身元確認書類を持参(郵送時は写しを同封)）
 - ※ 番号確認書類＝通知カードまたはマイナンバー記載の住民票の写し
 - ※ 身元確認書類＝運転免許証や公的医療保険の被保険者証など

所得税および 復興特別所得税 (国税)の確定申告

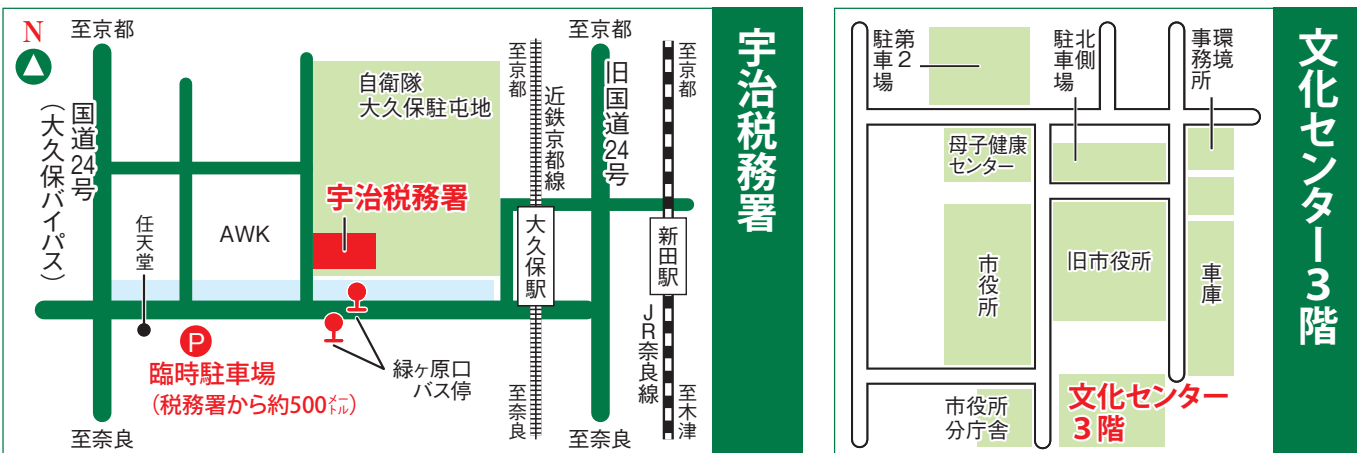
国税相談専用ダイヤル
(☎0570-00-5901)
※ 音声案内に従い、「0」番を選択した後、用件を話してください。

- 申告会場に必要なもの**
- ▶ 前述「住民税(市民税・府民税)の申告」の「申告に必要な主なもの」
 - ※ 2月25日(火)以降は、マイナンバーカードの「写し」が必要(公金受取口座を登録・利用される人のみ)。
 - ▶ (還付申告の場合のみ) 申告相談者の口座情報がわかるもの
 - ▶ (お持ちの人のみ) 確定申告書の作成に必要な情報を記載した「確定申告のお知らせ」ハガキまたは封書

開設期間

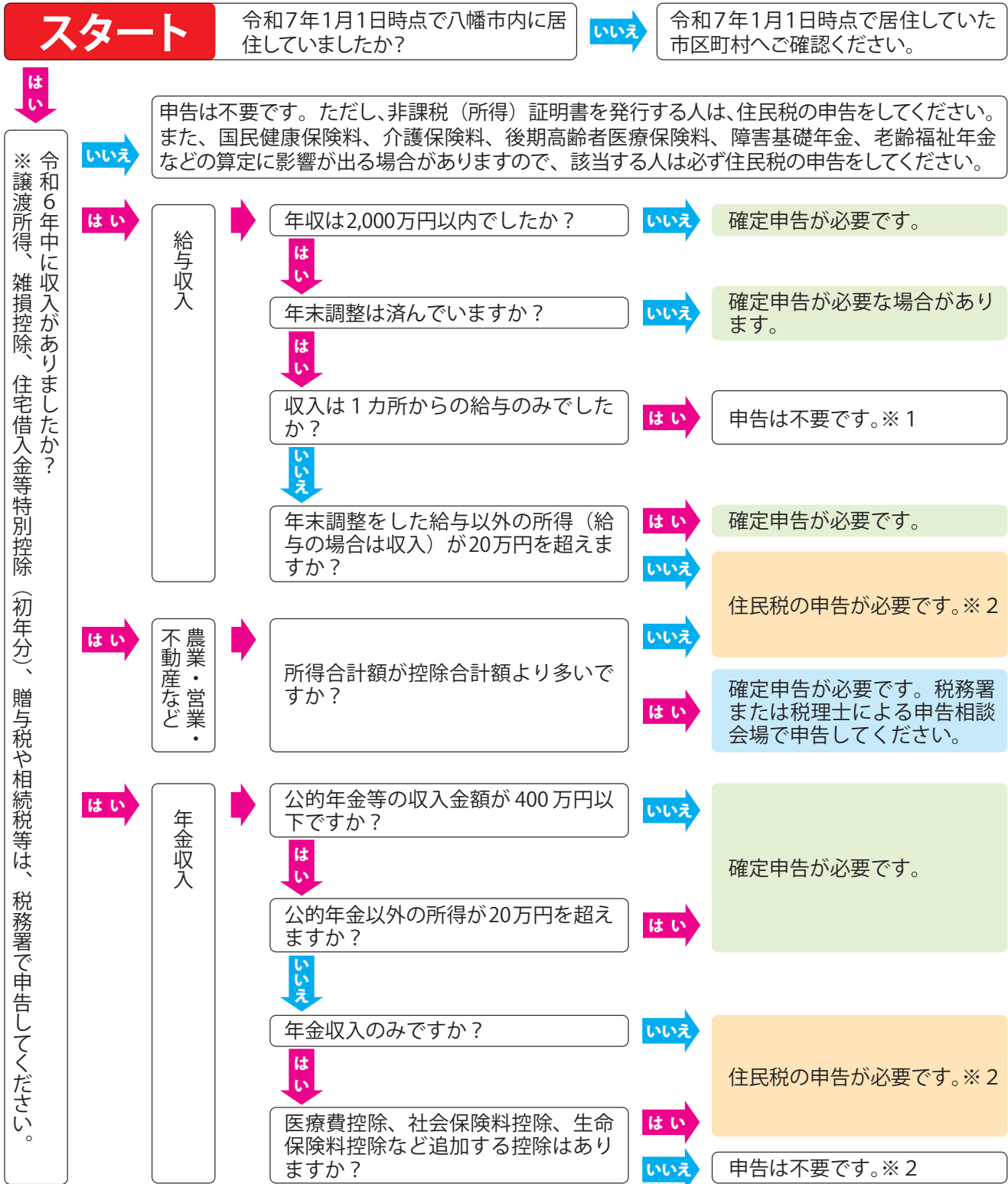
2月13、14、25日～3月17日

※お越しの際は公共交通機関をご利用ください。



税の申告に関するフローチャート

(一般的なケースです。詳細は税務課市民税係へ問い合わせてください)



※1 勤務先から市に「給与支払報告書」が提出されなかった人は、住民税の申告をしてください。また、確定申告をすると、源泉徴収された所得税および復興特別所得税が還付される場合等があります。

※2 所得税および復興特別所得税の還付が生じる場合等は、確定申告ができます。

確定申告書の作成は

e-Tax(電子申告)による確定申告

「確定申告書等作成コーナー」がおすすめ

パソコンやスマホで確定申告書を作成する場合は、画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できる「**確定申告書等作成コーナー**」(右記のQRコードからアクセス可)がおすすめ。作成した申告書はe-Taxまたは郵送で提出できます。



注意

申告書等の控えへの収受日付印の押なつを廃止

令和7年1月から申告書等の控えに収受日付印の押なつを行いませんので、申告書等の正本(提出用)のみを提出してください。

郵送による申告

郵送の場合は「大阪国税局業務センター阪神分室」(〒661-8521 兵庫県尼崎市若王寺3丁目11番46号)へ提出してください。

※1月から申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないため、郵送の際は申告書等の正本(提出用)のみを提出してください。

確定申告書の作成上の注意

①確定申告書にマイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要
確定申告書には、申告者本人のマイナンバーの記載と本人確認書類の提示、または写しの添付が必要です。
また、配偶者や扶養親族、事業専従者につい

て記載する場合には、それらの人のマイナンバーの記載が必要(書類添付は不要)です。

②公的年金等を受給している人へ

公的年金等の収入金額が400万円以下、かつ、公的年金等の雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税および復興特別所得税の確

定申告の義務はありませんが、還付等を受ける人は確定申告が必要です。

※所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。詳しくは、市役所税務課市民税係(☎983-1113)までお問い合わせください。

☎国税相談専用ダイヤル(☎0570-00-5901) ※音声案内に沿って「0番(確定申告)」を選択

税の申告相談会場のご案内

① 宇治税務署 ☎手続き等に関するもの=国税相談専用ダイヤル(☎0570-00-5901)
申告会場の開設に関するもの=宇治税務署(☎0774-44-4141)

開催日程	場 所	時 間	申告の種類
2月17日(月)～3月17日(月) ※土・日・祝日を除く。 ※3月2日(日)は開設。	宇治税務署 1 階	相談受付時間 午前9時～午後4時	▶土地・建物・株式等の譲渡所得、雑損控除、住宅借入金等特別控除、贈与税や相続税等の申告

※入場には「**入場整理券**」が必要です(詳しくは、当ページ下を参照)。
※税務署ではコピーサービスを行っていないため、控えが必要な場合は、事前にコピーをお願いします。
※原則、会場ではご自分でスマートフォンまたはパソコン操作をお願いしております。
※筆記用具や計算器具は、ご自身で用意してください。
※税務署の駐車場(障がい者用駐車場を除く)は、利用できません。**臨時駐車場(4面の地図参照)**をご利用ください。
※2月14日(金)以前に申告相談をされる人は、事前電話予約が必要です。

② 税理士による申告相談会場 ☎手続き等に関するもの=国税相談専用ダイヤル(☎0570-00-5901)
申告会場の開設に関するもの=宇治税務署(☎0774-44-4141)

開催日程	場 所	時 間	申告の種類
2月13日(木)、14日(金)	文化センター 3 階	受付時間 午前9時～午後3時 相談時間 午前9時30分～正午 午後1時～4時	▶所得税の確定申告 ※土地・建物・株式等の譲渡所得、雑損控除や住宅借入金等特別控除(初年分)、令和5年分以前の確定申告、贈与税、相続税等の相談はできません。

③ 市職員による申告相談会場 ☎税務課市民税係(☎983-1113、2164)

開催日程	場 所	時 間	申告の種類
2月17日(月)～3月17日(月) ※土・日・祝日を除く。	市役所税務課市民税係 (2階22番窓口)	午前8時30分～午後5時15分	▶住民税(市民税・府民税)申告
2月25日(火)～3月17日(月) ※土・日を除く。	文化センター 3 階	受付時間 午前9時～午後4時 ※定員になり次第締切。 相談時間 午前9時～正午 午後1時～4時	▶住民税(市民税・府民税)申告 ▶簡易な所得税の確定申告(公的年金等所得者・給与所得者の申告) ※市職員のみに対応となりますので、相談・受付できる種類が限られます。

※受付の準備が整い次第、当日分の番号札を配布します。
※混雑状況により、長時間の待機や、早めに受け付けを終了する場合があります(例年3月上旬までは大変混み合います)。
※筆記用具や計算器具を持参してください。また、咳や発熱等の症状や体調がすぐれない人の入場はご遠慮ください。
※駐車場に限りがありますので、可能な限り公共交通機関でお越しください。

宇治税務署の確定申告会場は入場整理券が必要

申告会場内の混雑緩和のため、宇治税務署の確定申告会場への入場には、入場整理券が必要となります。

入場整理券は、同会場での当日配布、またはLINEアプリを使ったオンライン事前予約(2月7日(金)から予約受付開始予定)のいずれかで取得することができます。

※入場整理券の配布状況に応じて、早めに相談受付を終了する場合があります。

LINEアプリによる入場整理券の取得方法



① LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加(左記のQRコードからアクセス可)

- ②「メインメニュー」タブの「確定申告相談の申込(個人の方)」を選択
- ③税務署や来場希望日時を選択
- ④内容を確認して「申込」をタップすれば完了

☎宇治税務署(☎0774-44-4141)